

**静岡県選挙管理委員会告示第44号**

静岡県議会議員に欠員が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の規定により、清水町・長泉町選挙区において県議会議員の補欠選挙を行う事由が生じた。

平成29年8月7日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二